

12月4日~10日
人権週間

育てよう一人一人の人権意識

人権は人が人として生きていくために、守られなければならない基本的な権利です。自己がかけがえのない存在であるように、他人もかけがえのない存在です。
【問合せ】男女共同参画・平和担当(本庁舎3階) ☎(5273)4088へ。

思いやりの心・かけがえのない命を大切に

- 女性の人権を守る
- 子どもの人権を守る
- 高齢者を大切に育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮し

男女共同参画社会の実現

男女平等の理念は憲法に明記され、法制上も男女平等の原則が確立されています。しかし、男女の役割を固定的にとらえる意識は、社会に根強く残っています。

こうした背景が、配偶者・パートナー等からの暴力をはじめ、売買春、性犯罪、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント等を生み出しています。被害者の多くは女性で、これらは重大な人権問題です。

区では、「男女共同参画推進条例」を制定し、女性と男性があらゆる分野で対等なパートナーとして協力し、責任を分かち合う社会の実現を目指して取り組んでいます。

子どもの人権

子ども同士の「いじめ」、インターネットを悪用した行為、保護者による虐待など、子どもの人権にかかわる問題は深刻です。児童相談所が対応した18年度の児

19年度人権週間強調事項

- インターネットを悪用した人権侵害はやめよう
- 性的指向(※)を理由とする差別をなくそう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- 性的指向・性的意識の対象が異性・同性または両性のいずれかに向かうかを示す概念

童虐待件数は、平成2年度の34倍程度となる3万7千件を超え、虐待で子どもの命が奪われる痛ましい事件も多発しています。

社会の中では、子育ての大変さや負担が強調されています。しかし、子どもを育てることは、親にとってもそれ以上の大きな喜びでもあるのです。

高齢者の人権

平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景に、人口の5人に1人が高齢者となっています。元気に活躍する高齢者が増える一方、最近、高齢者への虐待が問題となっています。

一人を抱え込まないで

こうした暴力や虐待は、家族間のストレス、住居や経済的な問題などが複合的にからみ合っ起こります。夫婦のこと、子育てや介護で悩んでいることがあれば、気軽に相談ください。専門の相談員が、解決に向けて一緒に考えます。

気軽にご相談を

- ▶ 人権に関すること
男女共同参画・平和担当 ☎(5273)4088
- ▶ 女性総合相談
● 男女共同参画・平和担当 ☎(5273)4088
● 男女共同参画推進センター ☎(3341)0801
- ▶ 女性相談
生活福祉課相談係 ☎(5273)4552
- ▶ 家庭相談
子ども家庭課子ども家庭相談係 ☎(5273)4558
- ▶ 子どものこと
子ども家庭支援センター ☎(3952)7751
- ▶ 高齢者のこと
高齢者サービス課高齢者相談係 ☎(5273)4593

人権週間の行事

人権週間

- ① 講演と映画の集い
【日時】12月7日(金)午後1時30分~4時50分
【内容】講演「家族の絆」感謝の気持ちを言葉にしよう(荒木由美子・タレント)と映画「しゃべれどもしゃべれども」
【会場・申込み】当日直接、文京シビックホール(文京区春日1-16-21)へ。先着千800名。
- ② トーク&コンサートと映画の集い
【日時】12月12日(水)午後1時30分~5時
【内容】トーク&コンサート「生きる力」(中島啓江・歌手)と映画「Life天国で君に逢えたら」
【会場・申込み】当日直接、日野市民会館(日野市神明1-12-1)へ。先着千100名。
- ……以下共通……
- 【費用】無料
- 【問合せ】東京都総務局人権部 ☎(5388)2588・☎(5388)1266へ。託児あり(1歳以上、要予約)。手話通訳・要約筆記あり。

人権啓発パネル展

- 【日時】12月3日(月)~10日(月)午前8時30分~午後5時(4日(火)は午後7時まで)
- 【会場】区役所本庁舎1階ロビー
- 【内容】人権啓発パネル、子どもたちが育てた人権の花の報告パネルの展示ほか
- 【問合せ】男女共同参画・平和担当(本庁舎3階) ☎(5273)4088へ。

夜間人権ホットライン

弁護士が相談をお受けします



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

配偶者暴力防止法が改正されます

- 平成20年1月11日施行
- 改正の主な内容
- ① 保護命令制度の拡充
- ▶ 生命または身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
- ▶ 電話等を禁止する保護命令
- ▶ 被害者の親族等への接近禁止命令
- ② 市町村基本計画の策定の努力義務
- ③ 配偶者暴力相談支援センターに関する改正
- ④ 裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令発令の通知

【問合せ】男女共同参画・平和担当(本庁舎3階) ☎(5273)4088へ。内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト (<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>) を開設しています。

平成19年版「障害者福祉の手引」点字版・音声版(DAISY)を作成

相談窓口、障害者手帳の申請、障害者の方を対象としたサービスをご案内しています。

① 点字版

部数に限りがあるため、個別配布はしていません。ご希望の方は、下記にお問い合わせください。

② 音声版(DAISY)

区内在住で視覚障害者の手帳をお持ちの方に、無料で郵送します。ご希望の方は、障害者福祉課へお申し込みください。

※CDではありません。再生には、視覚障害者用ポータブルレコーダーが必要です。

| 点字版配布場所 | 所在地 | 電話番号 |
|------------------|----------------------|------------|
| 障害者福祉課相談支援係 | 歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階 | (5273)4518 |
| 中央図書館 | 下落合1-9-8 | (3364)1421 |
| 戸山図書館 | 戸山2-11-101 | (3207)1191 |
| 四谷図書館 | 内藤町87 | (3341)0095 |
| 日本点字図書館 | 高田馬場1-23-4 | (3209)0241 |
| 東京ヘレン・ケラー協会点字図書館 | 大久保3-14-20 | (3200)0987 |
| 新宿区社会福祉協議会 | 高田馬場1-17-20、戸塚特別出張所内 | (5273)2941 |
| 新宿区立障害者福祉センター | 戸山1-22-2 | (3232)3711 |

手話通訳サービスのご利用を

- ① 区役所窓口手話通訳サービス
- 【日時】毎週金曜日午後1時~5時(金曜日が休日の場合はその週の水曜日。年末年始を除く)
- 【内容】区役所本庁舎1階に手話通訳者が待機。聴覚または言語障害のある方に区役所内の窓口まで同行し、手話通訳します。同行する窓口は本庁舎・第1分庁舎・第2分庁舎です。
- ② 手話通訳者・要約筆記者の派遣(新宿区障害者地域生活支援事業)
- 【対象】区内在住で身体障害者手帳の交付を受けた聴覚または音声言語機能障害のある方
- 【内容】日常生活で手話通訳が必要とき、手話通訳者または要約筆記者を派遣
- 【利用方法】障害者福祉課で事前に利用登録した後、派遣希望日の3日前までに次の派遣先に申し込んでください。
- 【派遣申込み先・費用】
 - ▼ 区社会福祉協議会 ☎(5273)3082: 手話通訳(月20時間まで無料)
 - ▼ 東京手話通訳等派遣センター ☎(3354)6868: 手話通訳・要約筆記(月20時間まで無料)
- ※ 交通費の負担は派遣申し込み先により異なります。また、宿泊を伴うものや、営業活動等には利用できません。
- 【問合せ】障害者福祉課相談支援係(本庁舎2階) ☎(5273)4518・☎(3209)3441へ。